

後期高齢者医療の被保険者の方へ 8月診療分から高額療養費の上限額が変わります

(8月から令和9年7月まで)

負担割合		自己負担限度額 (月額)	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	270,300 円+ (医療費- 901,000 円) × 1% [140,100 円※ 1] (年間上限 1,680,000 円※ 2)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	179,100 円+ (医療費- 597,000 円) × 1% [93,000 円※ 1] (年間上限 1,110,000 円※ 2)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	85,800 円+ (医療費- 286,000 円) × 1% [44,400 円※ 1] (年間上限 530,000 円※ 2)	
2割	一般Ⅱ	22,000 円 (年間上限 216,000 円※ 2)	61,500 円 [44,400 円※ 1] (年間上限 530,000 円※ 2)
	一般Ⅰ		
1割	低所得者区分Ⅱ 住民税非課税	11,000 円 (年間上限 96,000 円※ 2)	25,700 円 [24,600 円※ 1] (年間上限 290,000 円※ 2)
	低所得者区分Ⅰ 住民税非課税 年金収入 82.65 万円以下など	8,000 円	15,700 円 (年間上限 180,000 円※ 2)

※1 []内は該当した月の直近1年間に3回以上該当した場合の4回目以降の額(ほかの医療保険での該当回数は通算されません)

※2 8月診療分から、新たに年間上限が設けられます。年間とは、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間です。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
または 保険年金課 ☎22-8064

ねたきり高齢者見舞金 支給申請の受付

支給対象者は、次の要件をすべて満たしている方です。(ただし、施設入所または長期入院などの方は対象外です)

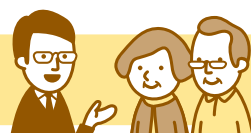
- ▶令和8年4月1日現在において、年齢が満65歳以上の方
- ▶令和8年9月1日現在において、市内に1年以上居住している方
- ▶傷病により居宅で3カ月以上ねたきり状態にあり、今後もその状態が継続すると認められる方
- ▶介護保険法の規定による要介護状態区分が要介護3から要介護5までの方またはこれに相当すると認められる方

支給金額 6,000円(年1回)

申請方法 8月17日(月)までにお近くの民生委員にお申し出ください。

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

年金相談 Q&A



Q 国民年金に加入している夫が病気で亡くなりました。これまで夫の収入だけで生活していたので、これからの生活が不安です。なにか受け取ることができる年金はありませんか。

A 国民年金加入中の方や老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした方が亡くなったときは、亡くなった方に生活を支えられていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(一定の障がいのある場合は20歳までの間)、遺族基礎年金が支給されます。

ただし、死亡日の前日において、保険料納付済期間(免除期間含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あること、または死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことなどの条件を満たすことが必要です。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

令和7年中に対象年齢になられた方(昭和25年、昭和24年、昭和23年、昭和20年、昭和15年、昭和10年生まれの方)ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。

なお、対象者には8月上旬に歯科健診受診券を送付します。長期入院患者・施設入所者の方にも受診券が届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院
受診可能な歯科医院の一覧表は受診券に同封予定です。

受診方法

事前に電話などで健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

健診項目

問診、口腔内診査、口腔機能評価(口の渇き、かむ力、飲み込む力など)など

受診費用

無料

受診期限

11月30日(月)(受診券が届いてから使っていただけます)

持参物

歯科健診受診券と資格確認書など

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合またはお住まいの市町村での口腔保健指導および徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。
- 一覧表に記載のない歯科医院での受診はできません。



ジェネリック医薬品による自己負担額 軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果・効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

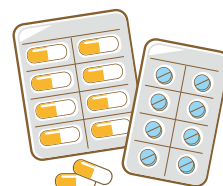
徳島県後期高齢者医療広域連合では、新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減されるのか、その一例をまとめた通知を9月下旬に送付します。対象は、5月に医療機関で新薬を処方された人のうち、切り替えによって自己負担額が大きく軽減される方です。なお、すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。利用を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

服薬課題のある方 お知らせを発送します

徳島県後期高齢者医療広域連合では、多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある方の一定期間の服薬状況を調査し、医療機関や薬局への相談を勧奨する通知を8月下旬に送付します。

対象は、令和7年10月から令和8年3月の間に服薬課題のある方です。

服薬状況を適正な状態に保つことにより、健康の保持・増進および医療費適正化が図れます。



問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
または 保険年金課 ☎22-8064

令和7年度 阿南市中山間地域等直接支払事業の実施状況

令和7年度 中山間地域等直接支払交付金の交付状況を中山間地域等
直接支払交付金実施要領第12の規定により公表します。

※事業実施期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

1 集落協定

(1)協定数 22協定 (2)対象面積 1,145,494㎡ (3)交付金額 24,830,079円

集落名	参加者数	対象面積 (㎡)	田		畑		交付金額 (円)	主な共同取り組み活動の内容 〔農業生産活動、生産性・収益の向上、 担い手の定着などに関すること〕
			急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
成松・ 櫛ヶ谷	11	31,760	31,760	0	0	0	666,960	水路・農道等の管理、法面点検、 既荒廃農地保全管理、周辺林地の下草刈り
元 信	20	79,898	65,369	7,056	7,275	198	1,601,290	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
海老川	29	104,580	73,109	28,377	3,094	0	1,797,886	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
秋 山	7	22,260	13,696	5,459	2,678	427	363,579	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
友 常	15	45,934	39,903	5,609	0	422	884,312	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、景観作物の作付け
清 貞	15	50,398	42,311	6,463	1,624	0	767,127	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
平川内	5	17,239	17,033	0	206	0	360,062	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
広 重	14	25,367	17,344	7,903	120	0	428,828	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
船頭ヶ谷	14	120,499	120,499	0	0	0	3,853,473	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
八原毛	12	46,480	46,480	0	0	0	1,039,440	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
香	3	16,572	16,572	0	0	0	278,409	水路・農道等の管理、法面点検、 周辺林地の下草刈り
平松・ 高瀬	2	17,706	17,706	0	0	0	297,460	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
働 々	16	93,542	89,586	3,904	52	0	2,690,614	水路・農道等の管理、鳥獣被害防止対策、 周辺林地の下草刈り
尻 杭	4	31,499	23,256	8,243	0	0	443,455	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
長谷川	4	15,690	15,690	0	0	0	263,592	水路・農道等の管理、鳥獣被害防止対策、 周辺林地の下草刈り
長谷川東	5	11,181	11,181	0	0	0	234,801	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
辺 川	8	45,333	32,978	3,409	8,811	135	657,286	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
貝 谷	8	23,239	22,702	0	537	0	482,917	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
熊 谷	30	78,820	58,710	18,320	0	1,790	1,385,735	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
茶 畦	3	12,299	9,444	2,515	340	0	177,883	水路・農道等の管理、法面点検、 周辺林地の下草刈り
徳 信	49	237,959	202,659	32,382	2,261	657	5,792,951	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
東 山	4	17,239	17,239	0	0	0	362,019	水路・農道等の管理、法面点検、 鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り

2 個別協定

(1)協定数 1協定 (2)対象面積 1,289㎡ (3)交付金額 27,069円

◇中山間地域等直接支払事業とは、耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組などを推進することを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じた額を受け取ることができる制度です。

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

第3回 阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 8月18日(火) 14:00～15:30

場所 文化会館2階 研修室

演題 「最近、同和問題考えたことありますか?」

講師 阿南人権擁護委員協議会 土井正史さん

※入場無料。申込不要。

※手話通訳あり。講演前10分程度手話講座を行います。

※天候などにより中止となる場合は市ホームページでお知らせします。

「知っていますか、同和問題」 パネル展示

同和問題に関する展示を行いますので、ぜひご覧ください。

期間 8月3日(月)～31日(月)

場所 市役所1階 高層部エレベーター前

人権啓発標語・ポスターおよび人権作文を募集

同和問題をはじめとする女性の人権、こどもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権など、さまざまな人権問題の解決をめざす啓発活動の一環として人権啓発標語・ポスターおよび人権作文を募集します。

応募資格

阿南市民、市内の事業所に勤務する方(以下「企業」という)、市内の学校に通学する児童・生徒

応募部門

- 【小学校】 ①小学校(1・2年)部門
②小学校特別支援学級・支援学校小学部(1・2年)部門
③小学校(3・4年)部門
④小学校特別支援学級・支援学校小学部(3・4年)部門
⑤小学校(5・6年)部門
⑥小学校特別支援学級・支援学校小学部(5・6年)部門
- 【中学校】 ⑦中学校部門
⑧中学校特別支援学級・支援学校中学部部門
- 【高等学校】 ⑨高校・高専部門
⑩支援学校高等部部門
- 【一般】 ⑪市民(企業・PTA会員・個人を含む)部門

応募規定

作品は自作、未発表で、ほかに応募していないものに限りです。また、共同で制作した作品および作者名などが公表できない場合は、応募できません。標語、ポスター、作文ともに、1人につき各1点までの応募とさせていただきます。所定の応募総括表と応募用紙に記入の上、ご応募ください。ポスターは、四つ切り画用紙を使用してください。作文は400字詰原稿用紙を使用してください。小学生

は3枚程度(小学1・2年生は2枚程度)、それ以外の方は4枚程度とします。ポスター、作文ともに、応募要項を参照の上、所定の用紙に記入し、ご応募ください。(応募用紙などは人権・男女共同参画課に備えています。また市ホームページからダウンロードできます)

応募締切日

9月4日(金) 17:00(必着)

審査方法および発表

審査会で最優秀・特選・入選を決定し、最優秀と特選については、本人または、学校・企業などの人は所属する団体に通知します。

表彰など

最優秀に選ばれた作者には、人権フェスティバルで開催する表彰式で賞状および賞品の贈呈を行う予定です。また、人権作文の最優秀作品のうち代表者には、表彰式当日に発表していただく予定です。なお、最優秀・特選作品は、市ホームページで紹介するほか、人権フェスティバルなどでの展示、人権教育・啓発資料や物品などに活用させていただきますので留意の上、応募ください。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

児童扶養手当現況届の提出を

該当の方には「現況届お知らせ通知書」を送付しますので、必要書類を添えて期間内に必ず提出してください。

提出期間 8月3日(月)～31日(月)

提出場所 こども支援課
(市役所2階24窓口)

※現況届は面談による受付となります。提出に必要なもの、詳しい日程などは「現況届のお知らせ通知書」をご確認ください。

問い合わせ こども支援課 ☎22-1677

特別児童扶養手当、特別障害者手当 および障害児福祉手当などの受給者は、 所得状況届を提出してください

受給者の方は、毎年所得および養育の状況などの届出をする必要があります。該当者(現在支給停止中の方を含む)には通知を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

前年分所得によって判定を行うため提出がない場合、8月分以降の手当が受給できなくなります。

提出期間 8月12日(火)～9月11日(金)

提出場所 地域共生推進課(市役所1階6窓口)

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440